

国立大学法人滋賀医科大学研究戦略推進室規程

平成29年4月27日制定

(目的)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学研究活動統括本部規程第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）研究戦略推進室（以下「推進室」という。）に関する組織及び運営を定める。

(業務)

第2条 推進室においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 学術研究支援及び研究組織の整備に関すること。
- (2) 競争的資金の獲得に向けた支援に関すること。
- (3) 重点研究の推進に関すること。
- (4) 若手研究者の育成に関すること。
- (5) 産学官連携活動の推進及び研究シーズの調査・発掘に関すること。
- (6) その他本学の研究推進に関すること。

(組織)

第3条 推進室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 部門長
 - (3) 室長補佐
- 2 室長は、理事の中から学長が指名し、推進室の業務を総括する。
- 3 部門長は、学長が指名し、各部門の業務を統括する。
- 4 室長補佐は、研究推進課長をもって充て、室長及び部門長を補佐し、推進室の業務を処理する。

(部門等)

第4条 推進室に、次の部門を置く。

- (1) 研究推進部門
 - (2) 産学連携推進部門
- 2 産学連携推進部門に、次の職員を置くことができる。
- (1) リサーチ・アドミニストレーター (URA)
 - (2) 産学官連携コーディネーター
 - (3) その他有識者
- 3 第1項に定める部門に関し必要な事項は、次条に規定する研究戦略推進委員会の議を経て、室長が定める。

(研究戦略推進委員会の設置)

第5条 推進室に、研究戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、第2条に掲げる業務に関する重要事項を審議する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 研究推進部門長
 - (3) 産学連携推進部門長
 - (4) 臨床研究開発センター長
 - (5) 医学科基礎医学講座の教授 2名
 - (6) 医学科臨床医学講座の教授 2名
 - (7) 看護学科の教授 1名
 - (8) 教育研究施設の教授 1名
 - (9) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第5号から第9号までの委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会の議事等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨床研究開発センターとの連携等)

第10条 推進室は、業務を遂行するに当たり、臨床研究開発センターと連携及び協力を
行うものとする。

(事務)

第11条 推進室の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、推進室の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 滋賀医科大学競争的資金対策委員会規程（平成19年10月25日制定）は廃止する。
- 3 この規程施行後、最初に委嘱される第7条第1項第5号から第9号までの委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。